大阪府立国際会議場指定管理者の モニタリングについて

平成30年5月28日

大阪府府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課



指定管理者のモニタリングについて

1 評価の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
2 評価の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
3 評価の段階 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
4 評価の手法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
5 評価結果の活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
6 スケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7

1 評価の目的

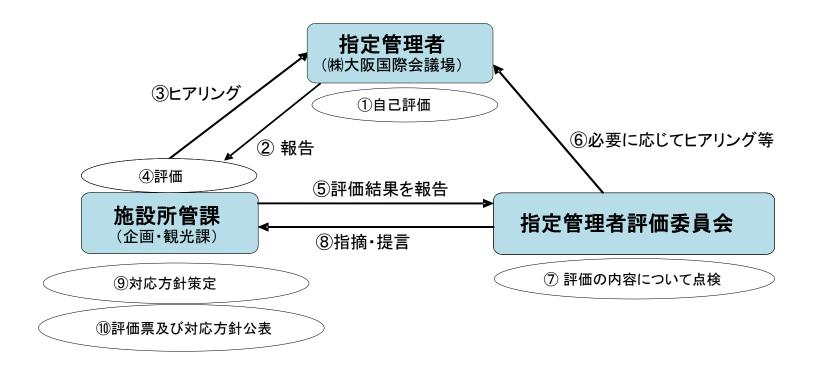
大阪府では、平成23年度より、多くの府民が利用する施設を中心に外部有識者による指定管理者評価委員会を設置し、モニタリングを実施している。

平成25年度からは、すべての指定管理者制度導入施設でモニタリングを実施することとなったため、 府立国際会議場についても、外部有識者による指定管理者評価委員会を設置し、府と指定管理者が業務 について点検・評価を行い、それをフィードバックすることでさらに府民サービスの向上につなげてい くことを目的にしている。

2 評価の流れ

- 1. 指定管理者が自己評価
- 2. 指定管理者が施設所管課(以下、「企画・観光課」という。)へ自己評価結果を報告
- 3. 企画・観光課が指定管理者へヒアリング
- 4. 企画・観光課が指定管理者を評価
- 5. 企画・観光課が指定管理者に対して行った評価結果を指定管理者評価委員会(以下、「評価委員会」という。)へ報告
- 6. 必要に応じ、評価委員会が指定管理者に対してヒアリング等を実施
- 7. 評価委員会が企画・観光課の評価の内容について点検を実施
- 8. 評価委員会が企画・観光課に対して指摘・提言
- 9. 企画・観光課が対応方針を策定
- 10. 企画・観光課が評価票及び対応方針を公表

評価の流れ



3 評価の段階

- 1. 指定管理者による自己評価
- 2. 施設所管課(企画・観光課)による評価
- 3. 評価委員会による施設所管課(企画・観光課)が行った評価についての点検

4 評価の手法

指定管理者から提出のあった自己評価票及び指定管理者へのヒアリング等に基づき、 評価票の評価基準項目の評価について、S~Cの4段階で評価する。

評	価	基準
S	優良	計画を上回る成果・効果が認められる
Α	良好	計画どおりの成果・効果が認められる
В	ほぼ良好	一部、計画どおりの成果・効果が認められない箇所があるが、取組全体としては概ね計画どおりの成果・効果が認められる
С	要改善	計画どおりの成果・効果が認められない

施設所管課による評価手法

① 評価基準の評価

指定管理者から提出のあった自己評価票及び指定管理者へのヒアリング等に基づき、 評価票の評価基準について、下のとおり4段階(4点満点)で評価する。

4点:S優良、3点:A良好、2点:Bほぼ良好、1点:C要改善

評	価	基準
S	優良	計画を上回る実施状況が認められる
Α	良好	計画どおりの実施状況が認められる
В	ほぼ良好	一部、計画どおりの実施状況が認められない箇所 があるが、取組全体としては概ね計画どおりの実 施状況が認められる
С	要改善	計画どおりの実施状況が認められない

※指定管理者も施設所管課と同じ評価基準に従い評価する。

② 評価項目の評価 ⇒公表

評価基準の平均値により評価する。(小数点第2位四捨五入)

【例】評価項目 I (1)では、3項目でS(4点)が1項目、A(3点)2項目、B(2点)が0項目の場合 合計 10点となる ⇒ 10点 ÷ 3項目 = 3.3点 ⇒ 評価 A

平均得点					
S 優良	A 良好	B ほぼ良好	C 要改善		
4 <i>∼</i> 3.5	3.4~2.5	2.4~1.5	1.4~0		

5 評価結果の活用

対応方針の策定(企画・観光課)

評価委員会での指摘・提言を踏まえ、企画・観光課が対応方針を策定する。

> 評価結果の公表(企画・観光課)

企画・観光課は、評価委員会の評価結果及び対応方針について、大阪府のホームページに掲載する。 なお、公表の時期については、行政経営課と調整する。

> 改善のための対応方針の作成(指定管理者)

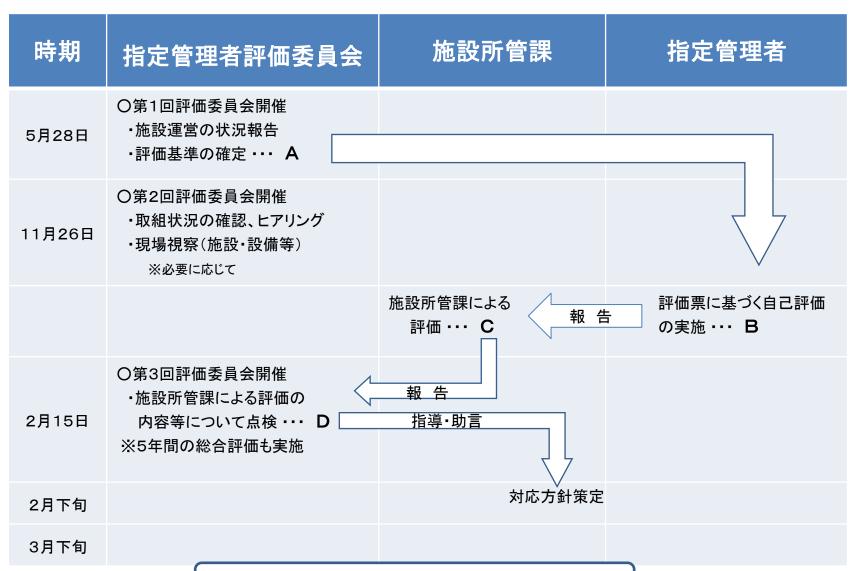
指定管理者は、対応方針に基づき改善のための対応方針を作成する。

▶ 改善方策の進捗状況の把握(企画・観光課)

改善のための対応方針の提出があった事業について、指定管理者へのヒアリング等により進捗状況 を把握する。

6 スケジュール

平成30年度



平成31年6月頃 30年度評価票·対応方針公表(HP)